①都道府県	②市区町村名	0　就学援助制度問い合わせ先（広報用）					Ⅰ　平成３１（令和元）年度就学援助制度の実施について																			
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	1，就学援助制度の周知方法													2，就学援助の申請方法					
							（1）就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに〇)									（2）ケの内容	（3）就学援助制度に関する教職員向け説明会の実施		（4）就学援助制度周知の工夫	（1）就学援助制度の申請書の配付方法（あてはまるもの全てに〇）					（2）オの内容
							ア，教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ，自治体の広報誌等に制度を記載	ウ，就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ，就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ，学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ，入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	キ，毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	ク，民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ，その他→（2）		ア，教職員向け説明会を実施している	イ，教職員向け説明会を実施していない		ア，学校から希望者に申請書を配布	イ，教育委員会から希望者に申請書を配布	ウ，学校から全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	エ，教育委員会から全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	オ，その他→（2）	
37	37	37	37	37	35	0	28	11	8	16	23	12	20	2	9	9	1	36	12	33	14	2	0	3	3
静岡県	沼津市	沼津市教育委員会　学校管理課	055-934-4805	kyouiku-so@city.numazu.lg.jp	https://www.city.numazu.shizuoka.jp/		○					○	○					○		○					
静岡県	熱海市	教育委員会学校教育課	0557-86-6556	gakkokyoiku@city.atami.shizuoka.jp	http://city.atami.lg.jp		○				○							○		○					
静岡県	三島市	学校教育課	055-983-2670	gakukyou@city.mishima.shizuoka.jp	https://www.city.mishima.shizuoka.jp/ipn033647.html		○			○	○		○		○	ひとり親家庭向けパンフレットに制度を記載		○		○					
静岡県	富士宮市	学校教育課	0544-22-1184	e-gakko@city.fujinomiya.lg.jp	http://www.city.fujinomiya.lg.jp/citizen/llti2b000001jan.html		○	○		○	○	○	○					○		○					
静岡県	伊東市	伊東市教育委員会教育総務課教育政策係	0557-32-1912	kyouiku@city.ito.shizuoka.jp	https://www.city.ito.shizuoka.jp/gyosei/kosodate_kyoiku/gakko_kyoiku/gakko_kyoikunikansurujoho/1/4658.html		○	○		○		○	○					○		○					
静岡県	富士市	富士市教育委員会　学務課	0545-55-2868	ky-gakumu@div.city.fuji.shizuoka.jp	http://www.city.fuji.shizuoka.jp/kyouiku/c0202/fmervo0000005gvy.html		○		○			○	○					○	平易な文面を使用	○					
静岡県	御殿場市	教育部　教育総務課	0550-82-4520	kyoiku@city.gotemba.lg.jp	http://www.city.gotemba.shizuoka.jp/kyouiku/d-2/d-2-2/303.html		○	○	○		○							○		○					
静岡県	下田市	下田市教育委員会　学校教育課	0558-23-3929	s-kyoui@city.shimoda.lg.jp	https://www.city.shimoda.shizuoka.jp/category/050000kyouiku_bunka/121916.html		○				○		○					○		○					
静岡県	裾野市	教育部教育総務課	055-995-1837	syomu@city.susono.shizuoka.jp	http://www.city.susono.shizuoka.jp/kosodate/1/3/2571.html		○			○		○	○					○	HPに年間所得目安額を掲載、就学援助の詳細が分かる案内を添付	○	○				
静岡県	伊豆市	教育部　学校教育課	0558-83-5470	kyouiku@city.izu.shizuoka.jp	http://www.city.izu.shizuoka.jp/		○	○	○	○	○							○		○					
静岡県	伊豆の国市	教育部学校教育課	055-948-1444	gakkou@city.izunokuni.shizuoka.jp	https://www.city.izunokuni.shizuoka.jp/		○		○						○	入学説明会時に制度の説明を実施。		○		○	○				
静岡県	東伊豆町	東伊豆町教育委員会事務局　学校教育係	0557-95-6207	kyouiku@town.higashiizu.lg.jp	http://www.town.higashiizu.shizuoka.jp		○											○			○				
静岡県	河津町	教育委員会	0558-34-1117	kyouiku@town.kawazu.shizuoka.jp							○							○		○					
静岡県	南伊豆町	南伊豆町教育委員会事務局	0558-62-0604	kyoin@town.minamiizu.shizuoka.jp	http://www.town.minamiizu.shizuoka.jp							○	○					○		○					
静岡県	松崎町	松崎町教育委員会事務局	0558-42-3971	kyouiku@town.matsuzaki.lg.jp	https://www.town.matsuzaki.shizuoka.jp/docs/2016020500077/		○	○			○		○	○				○		○	○				
静岡県	西伊豆町	教育委員会	0558-56-0212	kyouiku@town.nishiizu.shizuoka.jp	https://www.town.nishiizu.shizuoka.jp/kakuka/kyouiku/gakko/syukgaku.html				○		○		○					○		○	○				
静岡県	函南町	函南町教育委員会　学校教育課	055-979-8121	gakkou@town.kannami.shizuoka.jp	http://www.town.kannami.shizuoka.jp/		○		○		○		○					○		○	○				
静岡県	清水町	清水町教育委員会　教育総務課	055-981-8221	gakoukyoiku@town.shizuoka-shimizu.lg.jp	http://www.town.shimizu.shizuoka.jp		○				○	○	○					○	援助対象となる年間所得の目安額等を記載している	○					
静岡県	長泉町	教育推進課	055-989-5529	kyouiku@town.nagaizumi.lg.jp	http://www.town.nagaizumi.lg.jp/		○				○				○	就学時健診の案内に同封して配布		○	申請者の半数以上が児童扶養手当受給者であるため、児童扶養手当担当課に依頼し、児童扶養手当申請者に就学援助制度を紹介してもらっている。	○					
静岡県	小山町	教育委員会　こども育成課	0550-76-6122	kodomo@town.shizuoka-oyama.lg.jp						○								○		○					
静岡県	静岡市	教育委員会事務局教育局児童生徒支援課	054-354-2532	jidou_shien@city.shizuoka.lg.jp	http://www.city.shizuoka.jp/000 006121.ｈｔｍｌ		○	○		○	○							○	認定基準となる収入の目安額（年額）等を記載している。	○				○	要保護の場合には、生活保護開始時の手続きに限り、生活保護担当課または、教育委員会で受付することとしている。それ以外については各学校に提出。
静岡県	島田市	教育部　教育総務課	0547-36-7952	kyouikusoumu@city.shimada.lg.jp	https://www.city.shimada.shizuoka.jp/kurashi-docs/syuugakuenjo.html		○	○		○	○	○						○		○		○		○	次年度に小学１年生になる児童の保護者への入学説明会時に制度案内を配布するとともに、申請書等を配布した。
静岡県	焼津市	教育委員会事務局　教育総務課	054-662-0512	kyouikusoumu@city.yaizu.lg.jp	https://www.city.yaizu.lg.jp/k001/iinkai/005.html		○	○		○	○							○		○				○	教育委員会のウェブサイトに申請書様式を掲載
静岡県	掛川市	掛川市教育委員会　教育部　学校教育課	0537-21-1156	gaku-kyoiku@city.kakegawa.shizuoka.jp	http://www.city.kakegawa.shizuoka.jp/life/kosodate/shouchu/syugakuenjo.html		○			○			○					○				○			
静岡県	藤枝市	教育部　教育政策課	054-643-3045	kyoikuseisaku@city.fujieda.lg.jp	https://www.city.fujieda.shizuoka.jp/		○	○		○	○	○						○		○	○				
静岡県	御前崎市	教育総務課	0537-29-8733	kyosomu@city.omaezaki.shizuoka.jp	https://www.city.omaezaki.shizuoka.jp/		○			○								○	外国語（ポルトガル語）の申請書を作成。英語版、タガログ語版についても検討中。	○	○				
静岡県	菊川市	教育文化部教育総務課	0537-73-1136	kyouiku@city.kikugawa.shizuoka.jp	http://www.city.kikugawa.shizuoka.jp/kyouikusoumu/syuugakuenjyo.html						○				○	PTA総会で就学援助制度を紹介		○	チラシや申請書については、ポルトガル語及び英語でも表記している	○	○				
静岡県	牧之原市	教育文化部教育総務課	0548-53-2642	kyoiku@city.makinohara.shizuoka.jp	https://www.city.makinohara.shizuoka.jp/				○	○	○	○	○		○	世帯状況の変化及び支払い状況に応じて、随時、学校が保護者に口頭で制度の周知をしている。		○		○	○				
静岡県	吉田町	学校教育課	0548-33-2151	gakkou@town.yoshida.shizuoka.jp	http://www.town.yoshida.shizuoka.jp		○				○		○					○		○					
静岡県	川根本町	川根本町教育委員会　教育総務課	0547-58-2555	kyouiku-soumu@town.kawanehon.lg.jp	http://www.town.kawanehon.shizuoka.jp/									○				○			○				
静岡県	浜松市	学校教育部教育総務課	053-457-2406	somu@city.hamamatsu-szo.ed.jp	https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp		○				○		○				○		外国版（英語・ポルトガル語・スペイン語・タガログ語・ベトナム語）の申請書を作成している	○					
静岡県	磐田市	教育部教育総務課	0538-37-4821	kyoikusomu@city.iwata.lg.jp	https://www.city.iwata.shizuoka.jp/		○	○			○	○	○		○	就学時健康診断の案内に同封して就学援助制度の案内を郵送している。		○	・就学援助認定基準（年間所得の目安）の掲載 ・援助費目と年間支給額 ・外国語（英語・ポルトガル語）の申請書	○					
静岡県	袋井市	教育企画課	0538-44-3120	k-kikaku@city.fukuroi.shizuoka.jp	http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/		○	○		○			○		○	PTA総会資料に就学援助制度の案内を掲載		○	ポルトガル語の案内・申請書を作成	○					
静岡県	湖西市	教育総務課	053-576-4792	kyousou@city.kosai.lg.jp	https://www.city.kosai.shizuoka.jp/soshikiichiran/kyoikusomuka/gyomuannai/2/2049.html		○								○	就学援助の制度について、就学時健康診断の案内文書に掲載している。		○	ポルトガル語版、スペイン語版の申請書を作成している。		○				
静岡県	森町	学校教育課	0538-85-1112	kyo_gakkou@town.shizuoka-morimachi.shizuoka.jp/	http://www.town.morimachi.shizuoka.jp/						○		○					○		○					
静岡県	牧之原市菊川市学校組合	教育文化部教育総務課	0548-53-2642	kyoiku@city.makinohara.shizuoka.jp	https://www.city.makinohara.shizuoka.jp/				○	○	○	○	○		○	世帯状況の変化及び支払い状況に応じて、随時、学校が保護者に口頭で制度の周知をしている。		○		○	○				
静岡県	御前崎市牧之原市学校組合	教育総務課	0537-29-8733	kyosomu@city.omaezaki.shizuoka.jp	https://www.city.omaezaki.shizuoka.jp/		○			○								○	外国語（ポルトガル語）の申請書を作成。英語版、タガログ語版についても検討中。	○	○				

①都道府県	②市区町村名	Ⅱ　平成３１（令和元）年度準要保護認定基準																								Ⅲ　就学援助率	
		（１）　平成３１（令和元）年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			（２）ソ，タ，チを選択した場合	（３）ツを選択した場合	（４）テの内容	（５）補足事項	（１）平成30年度	（２）令和元年度
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．Ｐ・Ｔ・Ａ会費，学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者，給食，就学用品，通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で，生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）→（２）係数	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）→（２）係数	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額，又は同基準額に一定の係数を掛けたもの→（２）係数	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの→（３）係数および目安額	テ．その他→（４）	生活保護基準額等に掛ける係数（倍率） 倍	市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率） 倍				
37	37	29	30	27	29	29	30	19	17	27	27	20	18	21	22	13	7	12	0	7	30	0	7	1		
静岡県	沼津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.5				15%未満	15%未満
静岡県	熱海市	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○			1.3			（例:上記「チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額，又は同基準額に一定の係数を掛けたもの」係数1.3）	10%未満	10%未満
静岡県	三島市	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○		○	1.3		災害により、当該年度において急激に生活状態が悪化したと認められる者		10%未満	10%未満
静岡県	富士宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.3				10%未満	10%未満
静岡県	伊東市		○									○				○				○	1.3		天災、急な特殊事情等により、認定委員会が特に援助が必要であると認める場合		15%未満	15%未満
静岡県	富士市				○		○							○											10%未満	10%未満
静岡県	御殿場市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.8				10%未満	10%未満
静岡県	下田市	○	○	○	○	○	○			○	○					○					1.5				5%未満	5%未満
静岡県	裾野市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○					○			基本的には特別支援認定基準を用いているが、養育費等を加味して算定をしている。		10%未満	10%未満
静岡県	伊豆市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.5				10%未満	10%未満
静岡県	伊豆の国市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○					1.3				5%未満	5%未満
静岡県	東伊豆町																○			○	1.5		基準所得だけでなく、民生委員の意見や学校長の意見書など総合的に判断している。		5%未満	5%未満
静岡県	河津町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○			生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められたもの		5%未満	5%未満
静岡県	南伊豆町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3				10%未満	10%未満
静岡県	松崎町	○	○	○	○	○	○			○	○				○										5%未満	5%未満
静岡県	西伊豆町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○		○			○	1.3		教育委員会が特に認定と認めた者		10%未満	10%未満
静岡県	函南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										10%未満	10%未満
静岡県	清水町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3				5%未満	5%未満
静岡県	長泉町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.5				5%未満	5%未満
静岡県	小山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○	1.3		その他経済的に困窮し、生活状態が悪いと認められる者		10%未満	5%未満
静岡県	静岡市																○				1.3				10%未満	10%未満
静岡県	島田市	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○			1.5				10%未満	10%未満
静岡県	焼津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.5				10%未満	10%未満
静岡県	掛川市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.5				10%未満	10%未満
静岡県	藤枝市	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○				○			1.5				10%未満	10%未満
静岡県	御前崎市															○					1.5				5%未満	5%未満
静岡県	菊川市																○				1.5				5%未満	5%未満
静岡県	牧之原市	○	○		○	○	○										○	○			1.5				10%未満	10%未満
静岡県	吉田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1.5				10%未満	10%未満
静岡県	川根本町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											5%未満	5%未満
静岡県	浜松市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3				10%未満	10%未満
静岡県	磐田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○					1.4				10%未満	10%未満
静岡県	袋井市	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○		○				1.5				10%未満	10%未満
静岡県	湖西市															○					1.3				5%未満	5%未満
静岡県	森町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										5%未満	5%未満
静岡県	牧之原市菊川市学校組合	○	○		○	○	○										○	○			1.5				10%未満	10%未満
静岡県	御前崎市牧之原市学校組合															○					1.5				5%未満	5%未満

| ①都道府県 | ②市区町村名 | Ⅳ　平成３１（令和元）年度準要保護就学援助額 | | |

| ①都道府県 | ②市区町村名 | Ⅳ　平成３１（令和元）年度準要保護就学援助額 | | |

①都道府県	②市区町村名	Ⅴ　その他																					Ⅵ　自由記述欄
		1．学校における保護者負担軽減に向けた取組の状況									2．教育委員会における保護者負担軽減に向けた取組の状況												
		（1）教育委員会が把握している学校の取組（あてはまるものすべてに○）								（2）　クの内容及び補足説明	（1）教育委員会における取組（あてはまるもの全てに○）										（2）　コの内容及び補足説明	（3）その他学校や教育委員会以外での取組	就学援助制度の運用や，経済的に困窮している児童生徒に対する市町村の取組・対応について，これまでの回答への補足
		ア．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	イ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	ウ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	エ．低廉な学用品等の使用	オ．使用する学用品等の精選	カ．使用する学用品等の入札・合見積等の実施	キ．把握していない	ク．その他→（2）		ア．自治体内で学用品等の仕様の統一	イ．自治体内で学用品等の一括契約・購入	ウ．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	エ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	オ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	カ．就学援助とは別に，学用品費等の一部助成	キ．学用品費等の購入費用の貸付	ク．学校（又は校長会等）に対して，学用品等の取扱いに関する通知やマニュアルを提示	ケ．学校（又は校長会等）に対して，他校の取組状況等を情報提供	コ．その他→（2）			
37	37	3	4	4	3	8	1	24	0	2	0	0	0	1	0	1	0	2	1	1	1	3	1
静岡県	沼津市							○														こども家庭課において、ひとり親家庭（児童扶養手当受給者）を対象に、小学校入学児童に対し、３万円を上限としてランドセル代、学用品費にかかる経費を援助している。（昨年度資料提供済み）	
静岡県	熱海市							○															
静岡県	三島市	○												○		○							
静岡県	富士宮市	○			○	○																	
静岡県	伊東市							○												○	H30より、就学援助費の支給方法を保護者口座へ直接振り込む方法に変更した。		
静岡県	富士市							○															社会福祉協議会運営でリサイクルショップを開いている障害者就労支援施設のチラシを、小・中学校卒業生の世帯に配布して、制服やカバン等の提供依頼を行った。
静岡県	御殿場市		○	○																			
静岡県	下田市					○																	
静岡県	裾野市			○				○		全校の把握はできないが、卒業の制服や通学鞄等を譲り受け、無償で配布することがある。													
静岡県	伊豆市							○															
静岡県	伊豆の国市			○																		小学校に就学する児童を養育しているひとり親家庭に、ランドセル等学用品の購入費を助成している。	
静岡県	東伊豆町							○															
静岡県	河津町							○															
静岡県	南伊豆町							○											○				
静岡県	松崎町							○										○					
静岡県	西伊豆町							○															
静岡県	函南町	○	○	○						ア　ＰＴＡが主催でバザーを実施													
静岡県	清水町					○																	
静岡県	長泉町							○															
静岡県	小山町							○															
静岡県	静岡市							○															
静岡県	島田市		○																				
静岡県	焼津市							○															
静岡県	掛川市							○															
静岡県	藤枝市							○															
静岡県	御前崎市							○															
静岡県	菊川市							○															
静岡県	牧之原市					○																	
静岡県	吉田町		○			○	○											○					
静岡県	川根本町							○															
静岡県	浜松市				○	○																	
静岡県	磐田市							○														新中学１年生を対象に、制服や体操服を購入するための商品券（3万円）を支給している。	
静岡県	袋井市							○															
静岡県	湖西市							○															
静岡県	森町				○	○																	
静岡県	牧之原市菊川市学校組合					○																	
静岡県	御前崎市牧之原市学校組合							○															